

○金融庁告示第八号

ロイヤル・アンド・サンアライアンス・インシュアランス・ピーエルシーが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条第一項第三号の規定により、同法の同法第八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十三条第四号の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月四日

金融庁長官 五味 廣文

○金融庁告示第九号

ザ・ロンドン・アッシュアライアンスが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条第一項第三号の規定により、同法の同法第八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十三条第四号の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月四日

金融庁長官 五味 廣文